

鳥取方式の芝生化促進事業(保育所・幼稚園の園庭芝生化事業)補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (補助事業実施の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。
※概算払を行う場合は、別に定める時期(概ね通知書を発出してから1か月以内)に補助金の支払いを行います。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は事業翌年度4月30日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 額の確定通知到着 (実績報告から原則20日以内)

◎補助金の支払い

額の確定通知書を発出してから、概ね1か月以内に補助金の支払いを行います。
※ただし、概算払を行った場合を除く。

資料提出・問い合わせ先 地域振興部・スポーツ課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7919、FAX 0857-26-8108
E-mail sports@pref.tottori.lg.jp